

診 断 書 (精神障害者保健福祉手帳用)

徳島県様式

氏 名	年 月 日生 (歳)
住 所	
① 病名 (ICD コードは、右の病名と対応する F00～F99、G40 のいずれかを記載)	(1)主たる精神障害 _____ ICD コード () (2)従たる精神障害 _____ ICD コード () (3)身体合併症 _____
② 初診年月日	・主たる精神障害の初診年月日 昭和・平成・令和 年 月 日 ・診断書作成医療機関の初診年月日 昭和・平成・令和 年 月 日
③ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容(推定発病年月、発病状況、初発症状、治療の経過、治療内容などを記載する)	
④ 現在の病状、状態像等 (該当する項目を○で囲む)	
(1) 抑うつ状態 1 思考・運動抑制 2 易刺激性、興奮 3 憂うつ気分 4 その他 ()	
(2) 躁状態 1 行為心迫 2 多弁 3 感情高揚、易刺激性 4 その他 ()	
(3) 幻覚妄想状態 1 幻覚 2 妄想 3 その他 ()	
(4) 精神運動興奮及び昏迷の状態 1 興奮 2 昏迷 3 拒絶 4 その他 ()	
(5) 統合失調症等残遺状態 1 自閉 2 感情平板化 3 意欲の減退 4 その他 ()	
(6) 情動及び行動の障害 1 爆発性 2 暴力・衝動行為 3 多動 4 食行動の異常 5 チック・汚言 6 その他 ()	
(7) 不安及び不穏 1 強度の不安・恐怖感 2 強迫体験 3 心的外傷に関連する症状 4 解離・転換症状 5 その他 ()	
(8) てんかん発作等 (けいれんおよび意識障害) 1 てんかん発作…発作型 () 頻度 () 最終発作日 () 2 意識障害 3 その他 ()	
(9) 精神作用物質の乱用及び依存 1 アルコール 2 覚せい剤 3 有機溶剤 4 その他 () ア 乱用 イ 依存 ウ 残遺性・遅発性精神病性障害 (状態像を該当項目に再掲すること) エ その他 () ※現在の精神作用物質の使用…有・無 (不使用の場合、その期間 年 月から)	
(10) 知能・記憶・学習・注意の障害 1 知的障害 (精神遅滞) …ア 軽度 イ 中等度 ウ 重度 2 認知症 3 その他の記憶障害 () 4 学習の困難…ア 読み イ 書き ウ 算数 エ その他 () 5 遂行機能障害 6 注意障害 7 その他 ()	
(11) 広汎性発達障害関連症状 1 相互的な社会関係の質的障害 2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害 3 限定した常同的で反復的な関心と活動 4 その他 ()	
(12) その他 ()	

⑤ ④の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等

[検査所見：検査名、検査結果、検査時期等 _____]

⑥ 生活能力の状態 (保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する)

1 現在の生活環境
入院・入所 (施設名 _____) ・在宅 (ア 単身・イ 家族等と同居) ・その他 (_____)

2 日常生活能力の判定 (該当するものを○で囲む)

(1)適切な食事摂取
自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(2)身の清潔保持、規則正しい生活
自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(3)金銭管理と買い物
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(4)通院と服薬 (要・不要)
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(5)他人との意思伝達・対人関係
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(6)身の安全保持・危機対応
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(7)社会的手続や公共施設の利用
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

(8)趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

3 日常生活能力の程度 (該当する番号を選んで、どれか一つを○で囲む)

(1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。
(2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。
(3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
(4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
(5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

⑦ ⑥の具体的程度、状態等

⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況
(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) に規定する自立訓練 (生活訓練)、共同生活援助 (グループホーム)、居宅介護 (ホームヘルプ)、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等)

⑨ 備考

上記のとおり、診断します。 _____ 年 月 日

医療機関 名称 _____ 所在地 _____ 医師氏名 _____ ⑩

電話番号 _____ (診療担当科名 _____)